

## 總務常任委員長報告

委員長 湯淺正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

## 議案第6号—阿蘇市 国民健康保険税条例 の一部改正について

**議案第6号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」**

税務課長から補足説明があり、委員より、「県に納める国民健康保険料納付金は、今後、増える可能性があるのか。その場合、さらに保険税の値上げという形に追い込まれるのではないかと危惧するが、

この質疑があり、説明員として出席したほけん課長から、「納付金について、毎年、県において、自治体ごとの医療費水準、所得水準を考慮して決定されます。その後、阿蘇市の国保運営協議会にお詣りし、市の財政状況、医療費水準、被保険者数の動向等を勘案しながら、保険税率を決定するこ

制を図りながら、国民健康保険の安定的な財政運営に繋げていきたいと考えております。」との答弁がありました。

別の委員より、「保険税の値上げにより、滞納者数はさらに増加すると考えるが、それに対する対策は。」と、に対する質疑があり、税務課

## 議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

**税務課所管分**

の分につきましては、地籍調査による固定資産税の增收分で十分に補える状況です。」との答弁がありました。

〇〇万円の収入に対し

については、毎年、県において、自治体ごとの医療費水準、所得水準を考慮して決定されます。その後、阿蘇市の国保運営協議会にお諮りし、市の財政状況、医療費水準、被保険者数の動向等を勘案しながら、保険税率を決定するこを一気に引き上げこの不足分を補うことは、被保険者の生活に与える影響も大きいことから、段階的に上げるべきものと考えます。市といたしましても、保険事業、特定健診の受診率向上に向けた取り組みにより、医療費の抑制を図りながら、国民健康保険の安定的な財明があり、委員より、「県に納める国民健康保険料納付金は、今後増える可能性があるのか。その場合、さらに保険税の値上げという形に追い込まれるのでないかと危惧するが、

となります。この軽減措置により、低所得者の負担は抑えられ、前回の改正時よりも影響は少なくなるのではないかと考えております。」との答弁がありました。

約7割弱増加しており  
ます。税額にすると、  
トータルで約200万  
円以上の增收となつて  
いることからも、メリッ  
トはあると考えます。  
また、地籍調査事業に  
つきましては、75%が  
国・県の補助となりま  
すが、特別交付税の対  
象となつておりますの  
で、実質、市の負担は  
からの補助総額は相当  
な金額となるが、その  
あたりの説明を。」との  
質疑があり、企画係長  
から、「補助金を出し  
ていない合志市におき  
ましては、自前のコミュニ  
ニティバス、および、能  
本電鉄が自主運行して  
います路線バスが存在し  
しております。要はそ

税率改正で前回と異なる点は、所得割額を上げるのではなく、人数割、つまり1人当たりの納付額を増額しています。4,600円

な形で成果が表れていいのか。」との質疑があり、**地籍係長**から「平成9年度から23年度分の波野地区の地籍調査について、登記済地区

**委員**より、「地方バス運行等特別対策補助金について、県内において補助金を出している自

財政課所管分

約26億9,500万円の経費がかかつております。差し引きマイナス18億6,800万円になりますが、それを総運行距離で割った額が1km当たりの標準経費となり、その単価は222円90銭となります。本市のように面積が広く運行距離が長い自治体は、その単価で算出すると、どうしても経費が高くなってしまいます。都市部であっても、路線バスの本数が多い熊本市あたりは、総運行距離が長くなるため、非常に経費が高くなるという状況です。その総運行距離に対しても出された経費が高くなるといふ現状です。各市町村の利用者が払つた利用料金の収入が払つた利用料金の収入を差し引いた額を補助金として支払うため、バスの利用者が少ない本市においては、概ね6,000万円から7,000万円の負担が、毎年発生している状況です。」との答弁がありました。

委員より、「産交バスが赤字運営となる場

合、多少なりと公共交通機関としての責任もあるのではないかと考えるが、現在は各自治体からの多額の補助金で不足分は補われている。とは言え、本市で運行されているバス路線が廃止となつた場合は、市民の方々が迷惑を被ることとなる。その辺りの関係性が説明できればお願いしたい。」との質疑があり、財政課長から、「公共交通体系を検討する中で出された結論としましては、産交バスが運行しなければ、本市の公共交通体系は維持できないとされています。特にご高齢の方や、交通弱者の方々の移動手段としても、地域の公共交通の確保ということが課題となつております。市が主体的に、経費節減のために統合をしていただくという形ではなく、自分たちの区の運営に無理があるといったところがあるようでしたら、そういった検討も可能であるとのご案内はしてい

算しましても、当然、産交バスに委託するほうが経費は抑えられます。あるが、現在は各自治体からの多額の補助金で不足分は補われています。公共交通体系を維持していただきたいとの見解に至つた経緯があります。」との答弁がありました。それに対し、委員より、「不足分はすべて自治体の負担となるのは、納得いかないところがある」との意見があり、財政課長から、「市としましては、特にご高齢の方や、交通弱者の方々の移動手段としても、地域の公共交通の確保ということが課題となつております。市が主体的に、経費節減のために統合をしていただくという形ではなく、自分たちの区の運営に無理があるといったところがあるようでしたら、そういった検討も可能であるとのご案内はしてい

る程度は考慮しなければならない。その際、隣接地域の区の統合といふことも、以前から提案をしているが、そのあたりはどのようになつてゐるか。」との質疑があり、総務課長から、「区長会の中で、『現時点において、自分の区の統合は必要か。』との議論となつておられます。市が主導的に、経費節減のために統合をしていただくという形ではなく、自分たちの区の運営に無理があるといったところがあるようでしたら、そういった検討も可能であるとのご案内はしてい

る方と、反対に、かなり負担が少なく済むといふことで、無理してでも、産交バスに公共交通体系を維持していただきたいとの見解に至つた経緯があります。」との答弁がありました。それに対し、委員より、「不足分はすべて自治体の負担となるのは、納得いかないところがある」との意見があり、財政課長から、「市としましては、特にご高齢の方や、交通弱者の方々にも、ある程度手厚い保障で活動していただいたらと考へました。市長から、不満の声を耳にすることもあるため、経費の問題以上に、区長に対する報酬についても配慮していくべきでは。」との意

見があり、総務課長から、「現在、区長報酬につきましては、10万円を基本に、1軒あたり200円の報酬となつて、本市が自前でこ

るところです。」との答弁がありました。それに対し、委員より、「公共交通を担うとしたとき、どの程度の経費が必要になるかを試

## 総務課所管分

委員より、「区長報



路線バス